平成２３年（フ）第３２６号
愛知県刈谷市一ツ木町３丁目６番地12　ヴェルー・エムズガーデン105号、開始決定時の住所静岡県伊東市湯川３丁目９番１号
破産者　齋藤　知一
1　決定年月日　平成25年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２０号
京都市右京区嵯峨大覚寺門前八軒町３番地15ハイツ奥村Ａ202、前住所京都市右京区嵯峨甲塚町５番地の56
破産者　青柳　光治
1　決定年月日　平成25年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７１号
京都市右京区嵯峨五島町41番地　嵯峨西和610
破産者　松本　久志
1　決定年月日　平成25年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２０３号
兵庫県明石市松が丘２丁目５番９―406号
破産者　小西　正美
1　決定年月日　平成25年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第１０９４９号
東京都荒川区西日暮里６丁目53番12号　福井ビル１階
破産者　株式会社ファーストプリント
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８７号
奈良県生駒郡平群町西宮３丁目４番15号
破産者　久保　文浩
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３７０号
川崎市宮前区野川185番地
破産者　株式会社岡電機
1　決定年月日　平成25年５月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２４８号
埼玉県本庄市本庄４丁目３番３号　レオパレスソレイユ202、旧住所埼玉県熊谷市村岡489番地
破産者　福島　英史（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成25年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４６号
大阪府高槻市上牧北駅前町７番16号
破産者　奥野　　修
1　決定年月日　平成25年５月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２３２７号
札幌市白石区南郷通１丁目北10番23―103号
破産者　玉水　久雄
1　破産債権の届出期間　平成25年６月６日まで
2　一般調査期日　平成25年７月４日午後３時30分
平成25年５月２日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５号
三重県津市高茶屋小森町1715番地52
破産者　井戸　祥人
1　破産債権の届出期間　平成25年６月７日まで
2　一般調査期日　平成25年７月18日午後１時30分
平成25年５月７日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第３２８０号
大阪市福島区海老江４丁目７番23号
破産者　松永　成美
1　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
2　一般調査期日　平成25年７月８日午後３時
平成25年５月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２３号
大阪府東大阪市吉田５丁目13番44号
破産者　西田　照子
1　破産債権の届出期間　平成25年６月21日まで
2　一般調査期日　平成25年８月26日午後３時
平成25年５月７日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会等の期日

平成２４年（フ）第４２６２号
東京都台東区東上野１丁目６番６号
破産者　有限会社志水宝飾
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月11日午後４時
平成25年４月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３９８号
東京都渋谷区桜丘町４番17号
破産者　ゲストハウス有限会社
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午前10時
平成25年５月１日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第７８７号
福岡県朝倉郡筑前町東小田3279番地の３
破産者　株式会社池田組
異議申述期間　平成25年７月１日まで
平成25年５月１日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５１号
松江市上乃木２丁目18番地12号日昇宇賀ハイツ201号室
破産者　柴山　明久
異議申述期間　平成25年７月２日まで
平成25年５月７日　　松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５号
宮崎県日南市大字宮浦607番地３
破産者　蛯原　支征
異議申述期間　平成25年７月８日まで
平成25年５月７日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
宮崎県日南市北郷町大藤乙2281番地
破産者　徳尾　博志
異議申述期間　平成25年７月８日まで
平成25年５月７日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２号
秋田県鹿角市花輪字下中島112番地
清算株式会社　株式会社アーチ
代表清算人　柳舘惠美子
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（ヒ）第１２号
京都市上京区西三本木通丸太町上る真町483番地201
清算株式会社　株式会社とうげ
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部